

第12回行徳臨海部まちづくり懇談会

◀ 戻る



第12回目の行徳臨海部まちづくり懇談会が、平成15年12月24日（水）に行徳公民館で開催されました。

会議では、行徳地域「緑のリニューアル計画」や市川塩浜駅周辺のまちづくり計画、漁業の安定と継続を図るエリア（塩浜1丁目）について、市より説明と委員による意見交換が行なわれました。

<写真>

第12回行徳臨海部まちづくり懇談会の様子

- 【開催日時】 平成15年12月24日（水曜日）18時30分～21時00分
- 【開催会場】 市川市行徳公民館 2階 集会室
- 【出席委員】
- | | |
|------------------------|----------------------|
| 西村幸夫（東京大学教授）※座長 | 松沢文治（行徳地区自治会連合会） |
| 歌代素克（南行徳地区自治会連合会） | 佐野郷美（市川緑の市民フォーラム） |
| 安達宏之（三番瀬環境市民センター） | 丹藤 翠（行徳まちづくりの会） |
| 東 良一（行徳野鳥観察舎友の会） | 藤原孝夫（市川市行徳漁業協同組合） |
| 富田伸彦（市川市塩浜協議会まちづくり委員会） | 島元祝郎（都市基盤整備公団千葉地域支社） |
- <敬称略>

- 【会議次第】
1. 行徳臨海部の課題に係る最近の状況について
 - (1) 主な経緯について
 - (2) 江戸川第一終末処理場計画地検討会について
 - (3) 三番瀬再生計画検討会議（円卓会議）について
 2. 人と水と緑のネットワークづくり（拠点）について
 - (1) 行徳地域「緑のリニューアル計画」について
 - (2) 市川塩浜駅周辺のまちづくり計画について
 - (3) 漁業の安定と継続を図るエリア（塩浜1丁目）について
 3. 人と水と緑のネットワークづくり（軸）について

【会議資料】 [行徳臨海部の課題に係る最近の主な経緯](#) [資料1-1]

江戸川第一終末処理場計画地の土地利用計画案に係る千葉県と市川市合同の全体説明会資料(抜粋)[資料1-2]

- ・[土地利用ゾーンの基本的方針](#)
- ・[江戸川第一終末処理場計画地 土地利用計画図\(案\) ・終末処理場敷地内配置図\(案\)](#)
- ・[全体の都市計画](#)
- ・[今後の進め方について](#)
- ・[土地活用意向調査の結果](#)

第3回江戸川第一終末処理場計画地検討会資料(抜粋)

- ・[江戸川第一終末処理場計画地-土質・地下水調査結果について](#)
- ・[江戸川第一終末処理場計画地 土質・地下水調査に係るブロック区分図 他](#)

[三番瀬再生計画素案に関する意見について](#)(市川市長より三番瀬再生計画検討会議会長宛)[資料1-3]

[行徳地域“緑”のリニューアル計画](#)[資料2-1]

[市川塩浜駅周辺地区まちづくりの考え方](#)[資料2-2]

[将来の漁業と漁港整備の考え方\(案\)](#)[資料2-3] [市川市漁食文化フォーラム事業の実績](#)

[人と水と緑のネットワーク図\(想定\)](#)[資料3]

[人と水と緑に関わる意見のとりまとめ\(平成12年度から平成14年度\)](#)

[人と水と緑のネットワークにかかわる意見\(第10、第11回行徳臨海部まちづくり懇談会\)](#)

【議事内容】 [ここをクリックしてください](#)

※各委員から提出された説明用資料については、掲載しておりません。懇談会の資料は、市川市役所市政情報センターなどで閲覧できます。

(平成16年1月作成)

[まちづくり懇談会トップページへ](#) [←第11回懇談会](#) [第13回懇談会→](#)

[戻る](#)



市川市 建設局 街づくり部 行徳臨海対策課
Copyright (c) 2004
Ichikawa City. all rights reserved.

行徳臨海部の課題に係る最近の主な経緯	
年月日	内 容
平成15年	
10月18日	第11回「市川市行徳臨海部まちづくり懇談会」開催
10月23日	第18回「三番瀬再生計画検討会議」開催(千葉県)
10月25日	第5回「市川三番瀬クリーンアップ大作戦2003」開催(主催:同実行委員会 後援:千葉県、市川市他)
10月30日	第12回「行徳臨海部対策本部」開催(市川市)
11月 5日	第5回「江戸川第一終末処理場計画地検討会」開催(千葉県・市川市)
11月12日	第7回「市川市塩浜駅周辺再整備検討部会」開催(市川市)
11月13日	市川市議会「行徳臨海部特別委員会」による現地視察
11月13日	第19回「三番瀬再生計画検討会議」開催(千葉県)
11月14日	第4回「本行徳石垣場・東浜地区周辺環境対策部会」開催(市川市)
11月17日	第14回「三番瀬保全再生連絡協議会」開催(市川市、船橋市、浦安市)
11月19日	三番瀬再生計画素案に対する意見募集(千葉県三番瀬円卓会議)[~12月18日]
11月21日	「本行徳石垣場・東浜地区周辺環境対策に関する会議」開催(周辺9自治会・市川市)
11月26日~28日	三番瀬再生計画素案説明会(千葉県三番瀬円卓会議)[11月26日:浦安市 27日:船橋市 28日:市川市]
11月27日~29日	「江戸川第一終末処理場計画地の土地利用計画案全体説明会」開催(千葉県・市川市)[3日間]
12月16日	第17回「本行徳石垣場・東浜地区整備計画検討部会」開催(市川市)
12月17日	第6回「江戸川第一終末処理場計画地検討会」開催(千葉県・市川市)
12月24日	第12回「市川市行徳臨海部まちづくり懇談会」開催
12月25日(予定)	第20回「三番瀬再生計画検討会議」開催(千葉県)

1. 土地利用ゾーンの基本的方針

(1) ゾーンの設定

市川市行徳臨海部基本構想や第2回検討会での土地利用方針の整理により、まちづくりの将来像に向けた基本的な方針は、公共・公益機能として次の5点となる。

- 広域的な人と水と緑のネットワーク拠点をつくる。
- 地域コミュニティを育てる。
- 地域の防災機能を確保する。
- 地域の個性をつくりだす。
- 緩衝空間を確保する。

- 1) ゾーンの設定は、上記の基本的な方針5点を基に行うこととなるが、計画地の大半が下水道の処理場となるため、まずは処理場の種々の施設を含むゾーン(「処理場施設ゾーン」)を設定する。
- 2) 処理場の施設を含む計画地は、市川市の条例により雨水調整池を設置することが必要な区域となっている。
処理場の敷地内に設置する雨水調整池は、計画地後背市街地との土地利用上の調整や三番瀬など周辺の水や緑の環境とのネットワーク化を図るため、下水道の新たな役割()である生態系保全の視点を加味することが望ましい。
そこで、 の「ネットワーク拠点をつくる。」に「生態系保全」の視点を加味したゾーン(「生態系保全や水・緑のネットワーク拠点ゾーン」)を設定する。
- 3) の「地域コミュニティを育てる。」や の「地域の個性をつくりだす。」などは、不足している教育施設や福祉関連施設などが望まれていることから、地域コミュニティの育成や地域の個性の創出を図れるゾーン(「地域コミュニティ・個性創出ゾーン」)として設定する。
- 4) の「地域の防災機能を確保する。」や の「緩衝空間を確保する。」は、処理場やその上部空間によっても、機能を満たすことができることから処理場施設ゾーン等に包含されるものとする。
- 5) また、これまでに出された地権者の要望・意見を考慮し、現在、地権者の土地活用意向を調査中であり、地権者の土地活用が図れるゾーン(「地権者土地活用ゾーン」)の設定も必要となっている。

以上のことから、主たるゾーンは次の4ゾーンの設定とする。

- ア. 処理場施設ゾーン
- イ. 生態系保全や水・緑のネットワーク拠点ゾーン
- ウ. 地域コミュニティ・個性創出ゾーン
- エ. 地権者土地活用ゾーン

最近の下水道は、21世紀を見据えた人・水・地球の3つの点からあるべき姿が議論され、国の「下水道政策研究委員会」(平成14年度)の報告においても、下水道の新たな役割として、生態系を保全する機能が挙げられ、水系の生態系を保全し生物のよりよい生息空間の形成を実現すべきとしている。

基本的方針図

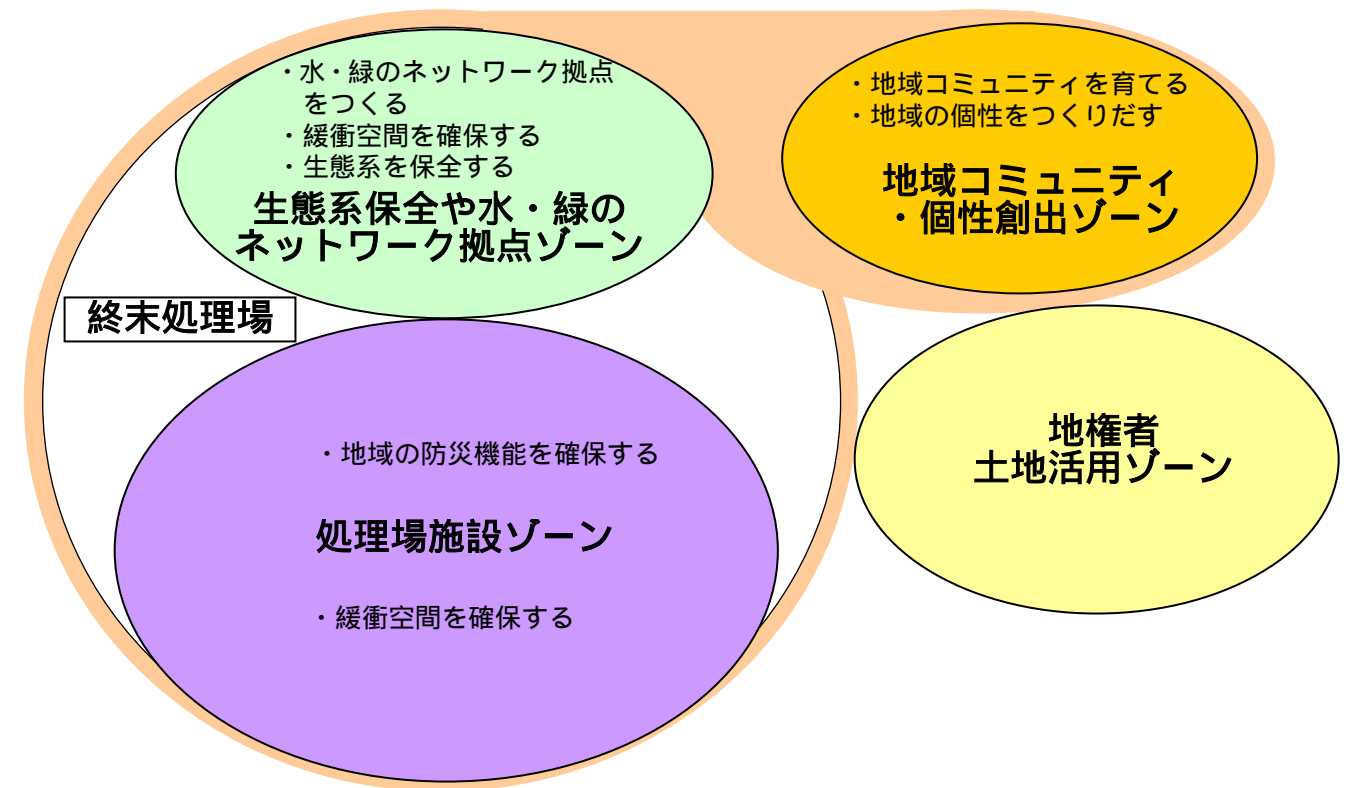
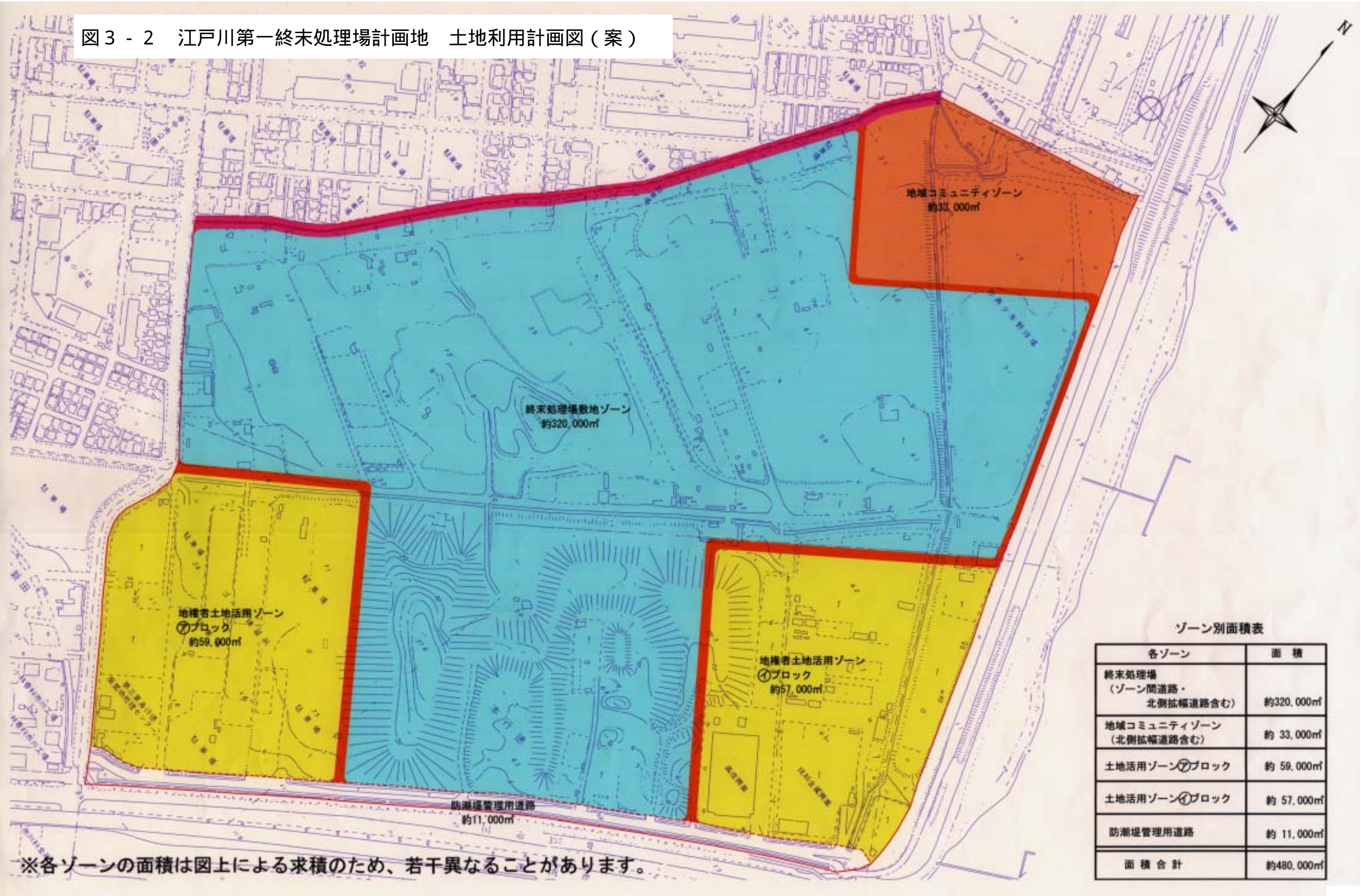


図3-2 江戸川第一終末処理場計画地 土地利用計画図(案)



7. 全体の都市計画

現在、市街化調整区域となっている計画地全体の都市計画(区域区分)などについて、検討する。

(1) 終末処理場敷地

終末処理場は、都市計画法上、都市施設として、その敷地を都市計画決定するものである。

都市施設である終末処理場の区域は、下水道の水処理施設などを収容するものであり、通常の土地利用とは異なり人口増など市街化の恐れはないものである。

区域区分において、市街化調整区域を市街化区域に編入する際の条件は、優先的、計画的に市街化を図るべき区域とされていることから、終末処理場は市街化区域に編入する必要は生じないものと考えられる。

なお、江戸川第二終末処理場も、市街化調整区域内に都市計画決定されている。

(2) 地域コミュニティゾーン

地域コミュニティゾーンに予定している小学校・中学校等は、いわゆる公益的な施設であり、通常の土地利用とは異なり人口増など市街化のおそれがないことから、市街化区域に編入する必要は生じないものと考えられる。

(3) 地権者土地活用ゾーン

地権者土地活用ゾーンの区域区分については、土地区画整理事業の場合は、市街化区域に編入することになり、開発行為の場合は市街化調整区域でも事業は可能となる。

そして、事業化においては地権者の方々の合意形成や全員同意が必要となり、選択によっては都市計画の内容(区域区分等)が変わってくることも考えられる。

そこで、新たに土地活用ゾーンの土地利用・事業手法などを検討する地権者組織を設置するなどし、進め方について今後研究していく必要があると考える。

以上のことから、現時点での都市計画について整理すると、表-3のとおりとなる。

表-3 全体の都市計画

ゾーン名	面積 (ha)	区域区分	想定用途	備考
終末処理場敷地	約 32.0	市街化調整区域	-	
地域コミュニティゾーン	約 3.3	市街化調整区域	-	
地権者土地活用ゾーン	約 11.6			事業手法等を含め、望ましい土地利用を実現するため、関係者による研究会等を設置し検討を行う。

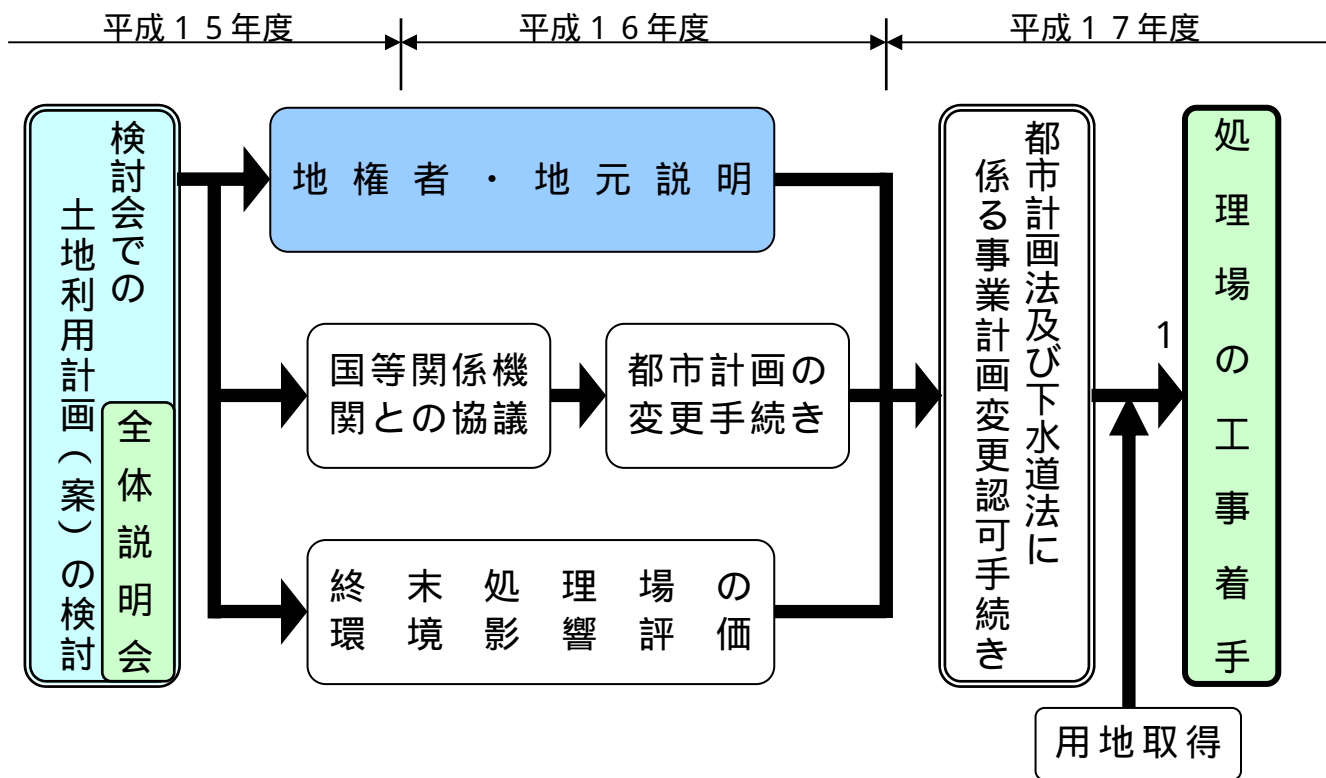
参考．まとめと今後の進め方

(第5回検討会の結論・・・第5回検討会12章全掲)

- (1) 以上のとおり、前回出された意見について、「6章．意見の概要とそれに対する考え方」で整理し、「7章．ゾーニング案における境界設定」以下、D案を基本として検討を行った。
- (2) 今後、D案を基本とした別添図を土地利用計画(案)として、全体説明会を開催し、地権者や周辺住民など多くの関係者の意見を、なお一層幅広く聞くこととしたい。
- (3) そこで、次回第6回検討会は、全体説明会后、その結果報告などを目的として開催することとしたい。
- (4) なお、地権者土地活用ゾーンの望ましい土地利用を実現するため、関係者(千葉県、市川市、地権者等)による新たな研究会組織の設置(案)を、次回提案する。

今後の進め方について

(1)江戸川第一終末処理場（処理場施設ゾーン、水・緑の拠点ゾーン）



1) 用地取得や工事にあたっては、地権者や地元に対し、適切な方法で事前説明を行うこととなる。

(2)地権者土地活用ゾーン

「市川市本行徳東浜地区・土地活用ゾーンまちづくり研究会(仮称)」(右のとおり)を設置し、望ましい土地利用及び整備手法を研究する中で土地活用したいとする地権者の方々のご理解を得て実現化を図っていきたく考えています。

(3)地域コミュニティゾーン

地域コミュニティゾーンは、小中学校などの教育施設や福祉関連施設を想定しておりますが、今後、周辺自治会の皆様や市民の皆様との意見交換を重ねていきたく考えています。

[意見交換の方法例]

- ・ 広報による意見募集
- ・ ホームページによる意見募集
- ・ 周辺自治会との意見交換
- ・ 行徳臨海部まちづくり懇談会

「市川市本行徳東浜地区・土地活用ゾーン まちづくり研究会(仮称)」の設置について(案)

1 研究会設置の主旨

「地権者土地活用ゾーン」において、望ましい土地利用を実現するためには、土地活用を希望する地権者の方々のご理解とご協力が重要となります。そこで土地活用ゾーンの整備に係る知識を深めていただくため「市川市本行徳東浜地区・土地活用ゾーンまちづくり研究会(仮称)」を設置することとします。

2 研究会の目的と研究内容

(1) 研究会の目的

江戸川第一終末処理場計画地内の「地権者土地活用ゾーン」ァブロック、ィブロックの望ましい土地利用及び整備手法について、研究することを目的とします。

(2) 研究内容

- 検討会で提案した各整備手法等の研究
- 望ましい土地利用の研究(事例研究)
- 事業手法選定等実現化のための方策研究

3 研究会の組織

対象地区が2地区に分かれていることから、研究会とその下部組織としてァブロック部会、ィブロック部会を設けます。

4 構成員

構成員は次の者として。

- (1) 土地活用ゾーンの地権者
- (2) 土地活用ゾーン以外の地権者で研究会に参加を希望する者
- (3) 千葉県及び市川市

なお、(2)の地権者については、文書にて、どちらの部会に参加するかを含め希望を募ります。

5 アドバイザー等

まちづくりに精通している専門技術スタッフに、研究会に必要なアドバイスを受けながら研究を進めます。

6 事務局

千葉県都市部下水道計画課及び市川市建設局都市政策室で担当します。

土地活用意向調査の結果

1) 調査概要

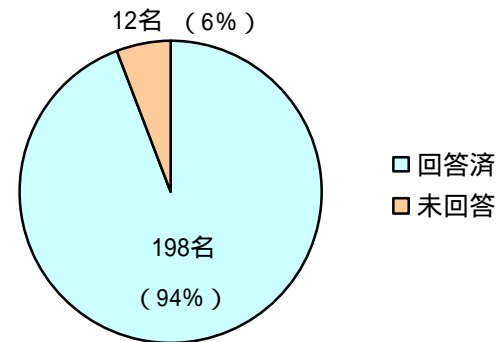
調査期間：平成15年7月14日～8月8日

調査方法：戸別訪問

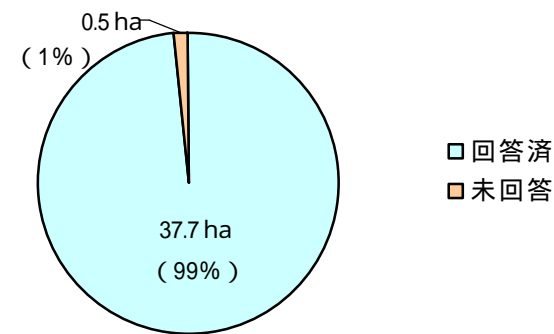
調査状況

	調査対象	回答済数	回答率
地権者	210名	198名	94%
権利面積	38.2ha	37.6ha	98%

調査状況（人数）



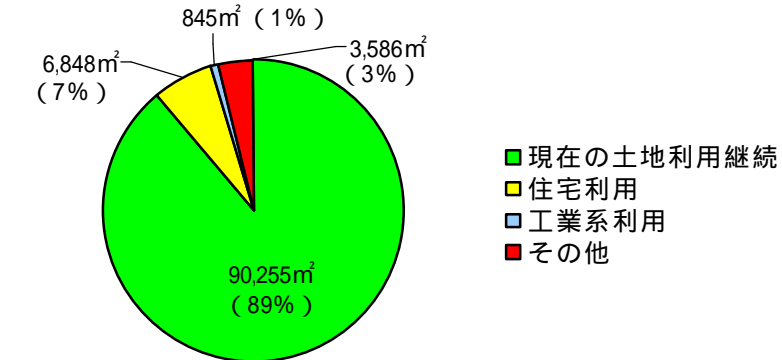
調査状況（面積）



土地活用意向内訳

・現在の土地利用継続	17名	90,255㎡
・住宅利用	6名	6,848㎡
・工業系利用	7名	845㎡
・その他（植木屋等）	6名	3,586㎡
合計	36名	101,534㎡

土地活用意向内訳

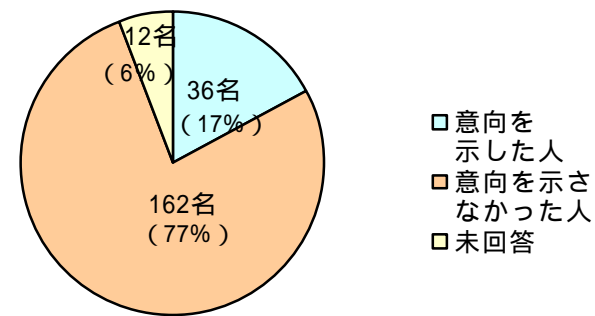


2) 調査結果

土地活用意向を示した者

36名（全地権者に対する割合 17%）

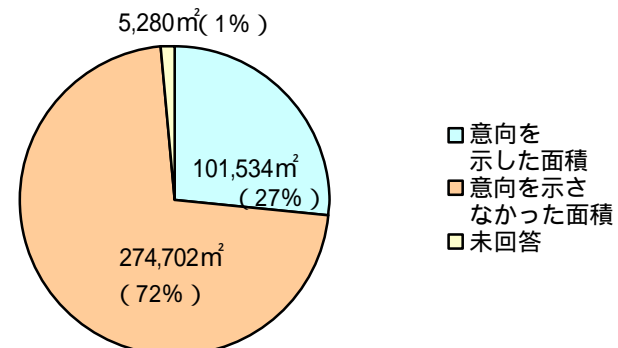
土地活用意向（人数）



土地活用意向を示した面積

101,534㎡（全権利面積に対する割合 27%）

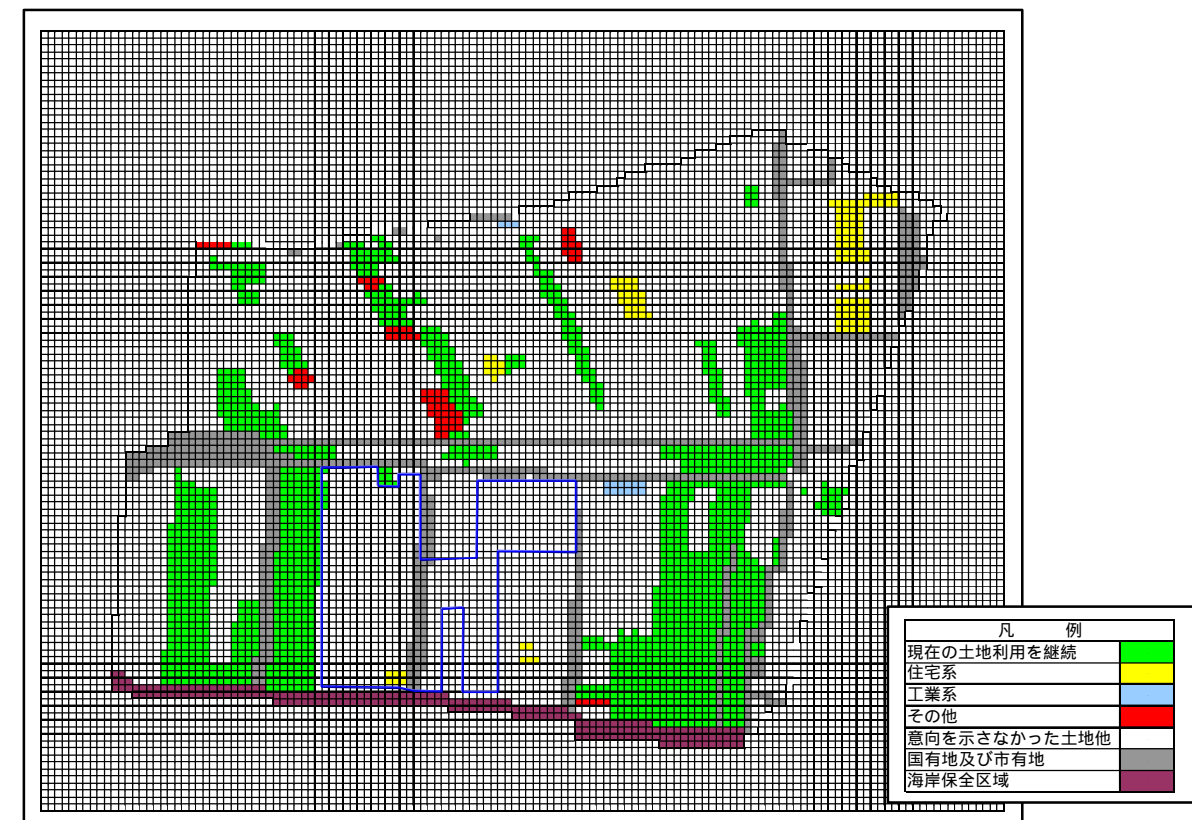
土地活用意向（面積）



土地活用意向の傾向

- ・現在の土地利用継続の意向が多かった。
- ・現在の土地利用継続の意向に比べ、住宅利用の意向が少なかった。
- ・特徴的には、計画地の東南の角部と南西の角部に土地利用継続の意向が多かった。

《土地活用意向調査状況図》



第3回江戸川第一終末処理場計画地検討会

《土質・地下水調査結果について》

平成15年7月31日

江戸川第一終末処理場計画地-土質・地下水調査結果について

計画地は、当初、塩田及び蓮田として利用されていたが、昭和50年以降埋立てがされ現在の地盤を形成している。

今後、土地利用の検討を行うためには、埋め立て土の性状を把握する必要があることから地区内46箇所について土質・地下水調査を行ったが、その結果は次のとおりである。

なお土質調査は、現地盤から塩田及び蓮田であった旧地盤までを対象とし、地下水調査は、旧地盤面付近を対象に実施した。

1) 土質調査

多くのボーリング調査地点で、表層部付近（GLから約2m前後）に礫や小石・コンクリート片等の混入が見られた。

2) 地下水調査

① 土壌汚染対策法による26項目の測定

砒素（3箇所）、フッ素（12箇所）、ホウ素（1箇所）、1,2-ジクロロエタン（1箇所）で環境基準値を超過した。

② ダイオキシン類の指標項目（TOX調査）

46箇所中、8箇所で高いTOX値が測定されたため、直接ダイオキシン類の調査を実施することとした。

3) 補足調査

① 砒素、フッ素、ホウ素の補足調査

地下水調査の補足調査として環境基準値超過箇所の土壌溶出試験を行った。

(ア) 砒素 全て土壌汚染対策法の環境基準値内であった。

(イ) フッ素 10箇所において、土壌汚染対策法の環境基準値を超過した。

(ウ) ホウ素 1箇所において、土壌汚染対策法の環境基準値を超過した。

しかし、フッ素のうち1箇所を除き、環境省環境管理局水環境部長通知で示されている自然的要因による含有量の上限値の目安(※)以内であった。

②1,2-ジクロロエタンの補足調査

地下水調査の補足調査として環境基準値超過箇所（1箇所）周辺の土壌ガス調査を行った。

調査の結果、周辺表土では1,2-ジクロロエタンは検出されなかった。

③ダイオキシン類調査

ダイオキシン類調査の8箇所については、全てダイオキシン類法に基づく環境基準値内であった。

4) 土地利用への影響判断

調査箇所46箇所の一部で、フッ素、ホウ素について、土壤汚染対策法の環境基準を超過した箇所が見られたものの

- ①汚染の範囲が部分的であること
- ②フッ素、ホウ素は自然界にも存在することから自然界に由来する可能性もあること
- ③付近では井戸水の飲用がないこと

などから、

直ちに健康に影響が生じるレベルではなく、今後の土地利用検討において、重大な支障は生じないものと判断される。

なお、今回の調査は、調査地点数や調査期間など限られた条件でのデータであり、今後も、事業の進捗に応じた各種調査（アセスに準じた調査を含む。）の段階において、必要に応じ環境監視などを行う。

※ 環境省環境管理局水環境部長通知で示されている自然的要因による含有量の上限値の目安について

砒素、フッ素、ホウ素など8種類については、調査結果が自然的要因による含有量の上限値の目安以内であるときは、自然的要因によるものと判断してさしつかえなく、土壤汚染対策法の適用対象とはしない。

※ 《土質・地下水調査に係る関連資料》

（調査結果のブロック別整理）を資料2に示す。

ボーリング調査等の地点数は46箇所にも達し、いずれも個人（地権者）の土地に係るデータであるため、次のとおり、AからFの6ブロック（次頁ブロック区分図参照）に分けて整理する。

① Aブロック

- ・ 計画地内の石垣場地区西側、主に建設重機等の置場として利用されているブロックである。
- ・ ボーリング調査を8箇所において実施している。

② Bブロック

- ・ 計画地内の石垣場地区の中央部、主に中間処理施設として利用されているブロックである。
- ・ ボーリング調査を9箇所において実施している。

③ Cブロック

- ・ 計画地内の下妙典や石垣場地区の一部、少年野球場や未利用地等を含むブロックである。
- ・ ボーリング調査を8箇所において実施している。

④ Dブロック

- ・ 計画地内の東浜地区の西側、主に建設機械等の置場として利用されているブロックである。
- ・ ボーリング調査を6箇所において実施している。

⑤ Eブロック

- ・ 計画地内の東浜地区中央部、（通称）行徳富士を含むブロックである。
- ・ ボーリング調査を9箇所において実施している。

⑥ Fブロック

- ・ 計画地内の東浜地区東側、主に中間処理施設等に利用されているブロックである。
- ・ ボーリング調査を6箇所において実施している。

以上の6ブロック毎に、3頁の4項目に整理して示すものとする。

江戸川第一終末処理場計画地 土質・地下水調査に係るブロック区分図 (S=1/3,000)



表 - 1

江戸川第一終末処理場計画地における土質地下水調査・地下水環境基準超過項目一覧表

項目	ブロック	地下水(注1)mg/L		溶出試験 mg/L		含有量試験 mg/kg		
		調査結果	環境基準値	調査結果	土壌環境基準値 土壌汚染対策法 に係る指定区域 の指定基準 (溶出量基準)	調査結果	土壌汚染対策法 に係る指定区域 の指定基準 (含有量基準)	自然的要因に よる含有量の 上限値の目安 (注1)
砒素	A	0.015	0.01	0.001	0.01	<10	150	39
	D	0.018		0.003		<10		
	E	0.018		0.003		<10		
ふつ素	A	1.2	0.8	0.3	0.8	100	4,000	700
	A	3.6		2.5		210		
	C	1.9		1.9		230		
	C	0.9		0.4		<100		
	D	1.4		1.7		<100		
	D	2.2		1.4		550		
	D	2.9		2.1		180		
	D	1.0		2.0		1,000		
	E	1.3		1.0		110		
	F	1.0		1.4		140		
	F	5.7		2.3		410		
	F	2.1		2.4		470		
ほう素	F	2.8	1.0	2.5	1	<50	4,000	100

注1) 「自然的要因による含有量の上限値の目安」は、環境省環境管理局水環境部長通知(平成15年2月4日環水土第20号)
「土壌汚染対策法の施行について」より引用

表 - 2

江戸川第一終末処理場計画地におけるダイオキシン類分析結果一覧表

分析結果

単位 : pg-TEQ/g

ブロック	ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDFs)	ポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン (PCDDs)	コプラナーポリ塩化 ビフェニル (Co-PCBs)	Total ダイオキシン類
Aブロック	2.8513	0.195	2.19602	5.2
Bブロック	3.7922	2.328	0.48629	6.6
Bブロック	9.3915	4.68	2.9633	17
Eブロック	28.663	15.671	5.8816	50
Eブロック	4.0084	1.513	0.95399	6.5
Eブロック	3.0462	0.154	1.4968	4.7
Eブロック	8.7468	3.039	3.01	15
Fブロック	1.7274	0.902	7.5926	10

環境基準 : 1,000pg-TEQ/g以下 (調査指標250pg-TEQ/ g 以上の場合は必要な調査を実施する。)

市都政第292号

平成15年12月18日

三番瀬再生計画検討会議

会長 岡島成行様

市川市長 千葉光行

三番瀬再生計画素案に関する意見について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

このたび、円卓会議並びに専門家会議、そしてそれぞれの小委員会での議論が結実し、三番瀬再生計画素案としてとりまとめられましたことについて、地元市民並びに関係者を代表いたしまして、深く感謝申し上げます次第です。

さて、このたびの素案につきましては、本市が基本的な方向性として、市民との協働の作業でまとめた「行徳臨海部基本構想」の考え方が反映されているものと評価いたします。しかし、一部一致しない点や未整理の部分も見受けられます。

従って、今後再生計画案としてとりまとめ千葉県知事に提案されるにあたっては、千葉県において再生計画として確定するに際して、次の3点について十分に配慮するよう、円卓会議から千葉県に対して意見を付していただくことを要望いたします。

記

1. 千葉県において再生計画を策定・実施するにあたっては、地元市民及び地元市の意向を十分に反映するとともに、市川市と十分な協議を行っていただきたい。

2. 再生計画の具体化にあたっては、技術的な面や財政的な面で課題が多く予測されることから、千葉県の果たす役割は大きいものと考えます。

従って、一刻も早く事業に着手し、再生計画については千葉県が主体となって、着実に推進するようにしていただきたい。

3. 素案の中で「第1章 三番瀬の歴史 7)三番瀬の自然・文化・歴史の継承と環境保全のために」の項に

・「永年三番瀬の抱えてきた問題の原因が、市川二期地区、京葉港二期地区埋立計画の明確化が遅れたことにある」こと、また、「県としては、解決策を求められていた都市課題の解決につながる三番瀬再生計画の検討に着手した」ということについての追記が必要と思われま

以上、意見を申し述べさせていただきます。

行徳地域“緑”のリニューアル計画

公園緑地の再整備計画

- コミュニティに根ざした公園の活性化 -

市

川

市

1. 目的

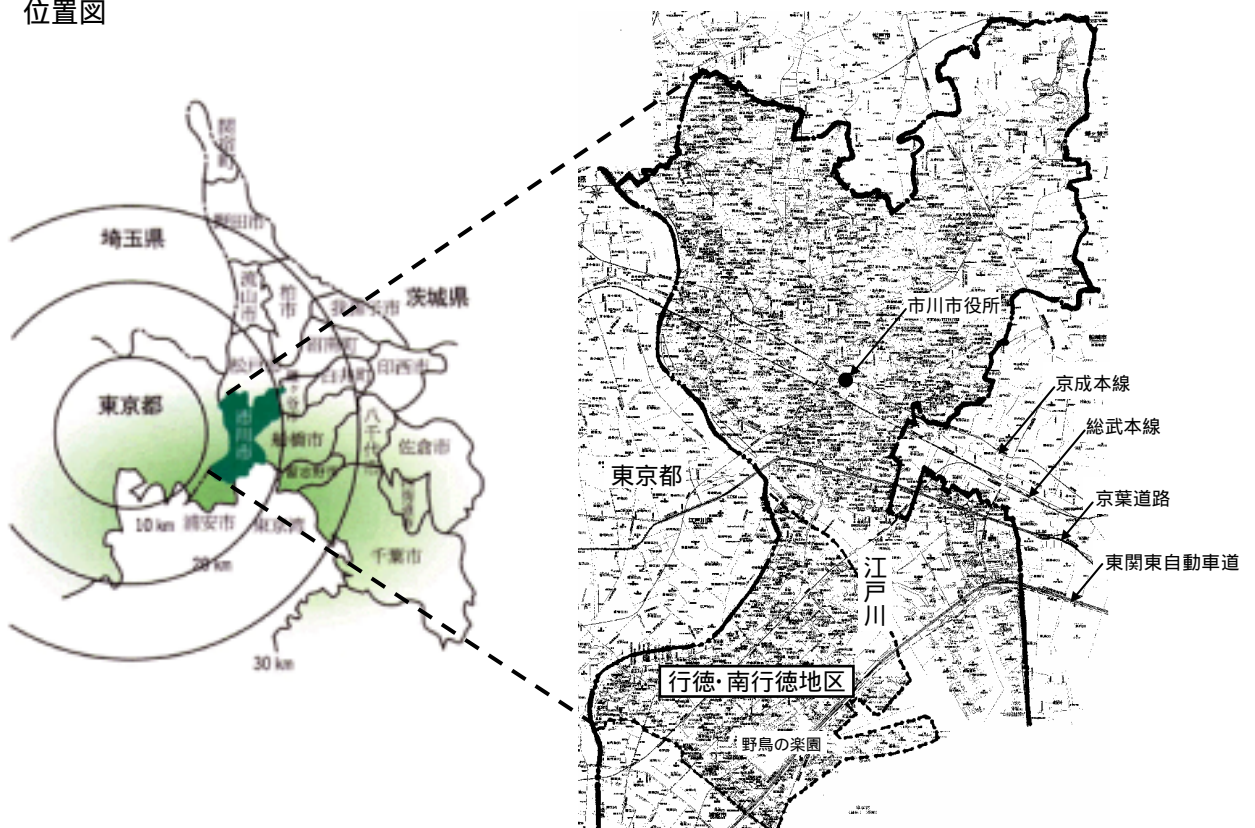
市川市行徳地域（行徳地区・南行徳地区）の公園は、昭和40年代から50年代にかけての土地区画整理事業や開発行為により生み出された、いわゆる3%公園が大半を占めています。これらの公園は、開設からすでに30年前後経過しているため、地域全体の公園の老朽化が一斉に進んでいることが問題となっています。さらに、公園を取り巻く社会的環境は大きく変化しており、人々の公園に対するニーズの変化に対して公園の施設内容が十分に対応できていない面もあります。

このため、社会資本としてのストックである既設公園を、将来にわたりより多くの人に有効に活用されるよう、また、まちに潤いや賑わいをもたらす空間として、より効果的に機能するよう既存公園のリニューアル、リフレッシュを積極的に進める必要があります。

一方、個々の公園のリニューアルのみならず、まちの骨格を作り、公園をつなぐ道路の街路樹についても見直していく必要があります。

本業務では、行徳地域全体の緑のネットワーク化を再構築し、公園と街路樹が密接に関係し合いながら社会のニーズにあった緑豊かな住環境を形成していくための計画案とプログラム作りを行うことを目的とします。

位置図



2. 業務の内容

本業務は2ヵ年度計画とします。

本年度では、公園及び街路樹についての現況基礎調査からリニューアル計画のモデル地区の選定までを行います。

来年度では、モデル地区において、地域住民の意見を計画に十分に反映するためのワークショップを開催し、地域の特色を活かした計画案を作成するとともに、将来的に公園・街路樹の運営・維持管理にも地域住民が積極的に参加できるようなプログラム作りを行うことを考えています。

1) 本年度（15年度）

調査カルテを作成し、公園及び街路樹の現況を把握する

調査結果及び「緑の基本計画」から緑のリニューアル計画の方針を決定する

計画を実施するためのモデル地区の選定を行う

モデル地区選定に当たっての住民参加の手法を検討する

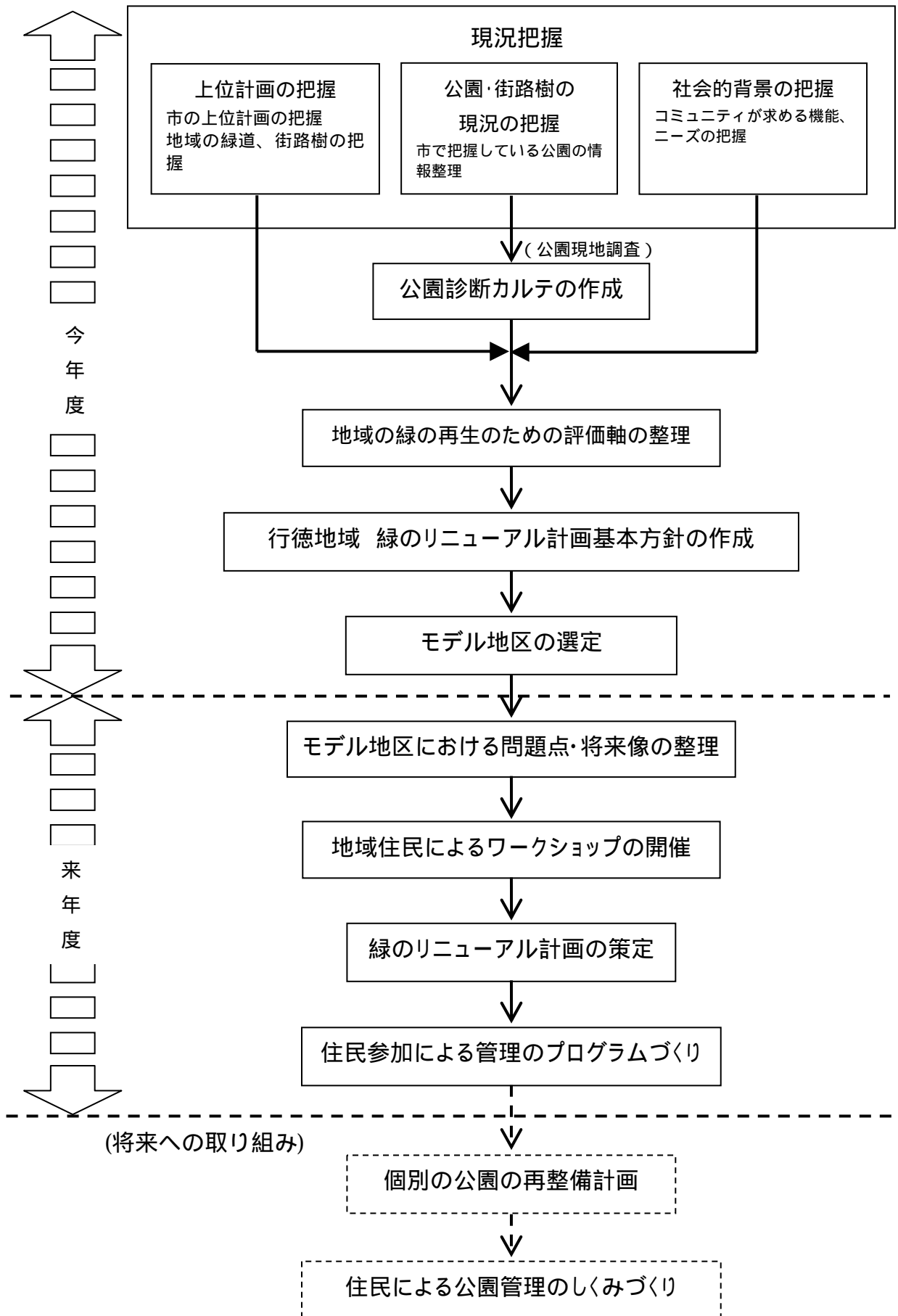
2) 来年度（16年度）

モデル地区において、住民を対象としたワークショップを開催し、リニューアル計画案に対して住民の意見を反映させる

リニューアル計画案を策定する

ワークショップを通じて将来の維持管理への住民参加のプログラム作りを行う

3. 作業フロー（今年度の作業）



市川塩浜駅周辺地区まちづくりの考え方

公共施設等の整備方針

1 基本的な考え方

地区内の道路、公園・緑地、プロムナード等の公共施設の配置を次のように計画する。
なお、今後は当まちづくり方針案をベースに「三番瀬再生計画検討会議(千葉県)」で検討されつつある護岸・海域の再生計画の動向等に留意しつつ、地元地権者との協議等を踏まえながら、官民協働による、より具体的かつ魅力的な計画に着手するものとする。

2 施設別の整備方針

1)道路等

- (1) 土地利用転換にあたり地区内の交通を円滑に処理するとともに地区外との連絡を強化するため、骨格となる幹線道路や広場などを適切に配置し整備する。
- (2) 周辺の幹線道路(湾岸道路)と当地区とのアクセス道路の配置にあたっては、既存の道路ストックを活用する。
- (3) 通過型とならない交通マネジメントとする。
- (4) 市川塩浜駅と海・三番瀬を結ぶ軸線を配置する。
- (5) ユニバーサルデザインの道路構造とする。

2)歩行者・自転車ネットワーク

- (1) 水や緑の拠点や駅などを結ぶ魅力的な歩行者優先の道をつくとともに、車に頼らずゆったりと暮らせる市街地環境とする。
- (2) 歩行者・自転車が快適に通行できるネットワーク及び幅員構成とする。

3)公園等

- (1) 「市川・野鳥の楽園」～「市川塩浜駅」～「海・三番瀬」につながる『陸と海を結ぶ軸』を配置する。
- (2) 海・三番瀬と親しむ拠点的な公園を海際に配置する。
- (3) 既存のまとまった緑地は整備方針に沿ってリニューアルしその活用を図る。

4)護岸・プロムナード

- (1) 護岸の改修に併せ、市民が海に親しめる、開放的な海辺のプロムナード空間を整備する。



将来の漁業と漁港整備の考え方(案)

〔漁業〕

三番瀬は、昭和三十年代頃までは非常に豊かな漁場でした。その当時は、一面が藻で覆われ、真夏の直射日光を受けた海面は30度を越す水温になるが、藻の中は光を遮るため20度位で、藻そのものが漁礁の役割を果たすとともに、水質の浄化や酸素の供給など生物への貢献に大変な役割を果たしていました。

三番瀬の重要性は、魚の産卵、エビ・カニなどの生育地であり、ウナギ・アナゴの筒置漁業の大切な漁場を形成してきたことにあります。また、アサリ・ハマグリが豊富に生存できたことも三番瀬の賜物です。

大正末期に本格化したとされる海苔養殖においても、大切な漁場となっています。

このように、三番瀬の自然環境は、漁業活動と一体となって維持されてきており、漁業は、三番瀬の保全・再生を図る上で重要な役割を担っています。

これからの漁業を考える上では、次のことが必要です。

1. 水産業の健全な発展を図るため、漁場の特性に応じて水産動植物の増殖および養殖を推進する。
2. 水産資源の適切な保存管理と持続的利用のために栽培漁業を推進する。
3. 栽培漁業に関する基礎技術開発から実証化に至るまで一元的に実施できる体制を整備する。

〔漁港〕

漁港は、漁業の拠点施設であり、漁場環境の改善と生産性の向上を目指すため、漁場近くに恒久的な漁港として整備する必要があります。

市川漁港は、後背地に多くの人々が居住しているという地域特性から、都市型漁港が適しており、その漁港は、人と海とのふれあいの場を提供するものであり、市民のニーズに対応した整備が必要となります。

また、市民の水産業に対する理解と関心を深めるため、市民と漁業との交流の促進が図られるよう、漁港を核として広場、遊歩道、つり桟橋等の交流に資する施設の整備が必要です。

将来の漁港については、次のことが必要です。

1. 水産物の生産・流通の拠点となる漁港は、安全な水産物の提供に資するため、品質・衛生管理に対応した施設の整備が必要である。
2. 水産物の供給に必要な漁港は、水産資源の増殖から漁獲・陸揚げ・流通・加工までの一貫した水産物供給システムが必要である。
3. 利用者にとって安全な漁港は、台風・高潮・冬季風浪・地震等自然災害に対する防災の機能を有し、その他、漁船の休憩、準備としての機能等が必要である。
4. 漁業は、厳しい自然環境下での作業を必要とするものであるところから、係船岸、防風・防暑施設等の整備により、作業の安全性の向上や労力の軽減、労働環境の改善を図った漁港が必要である。

【今後の予定】

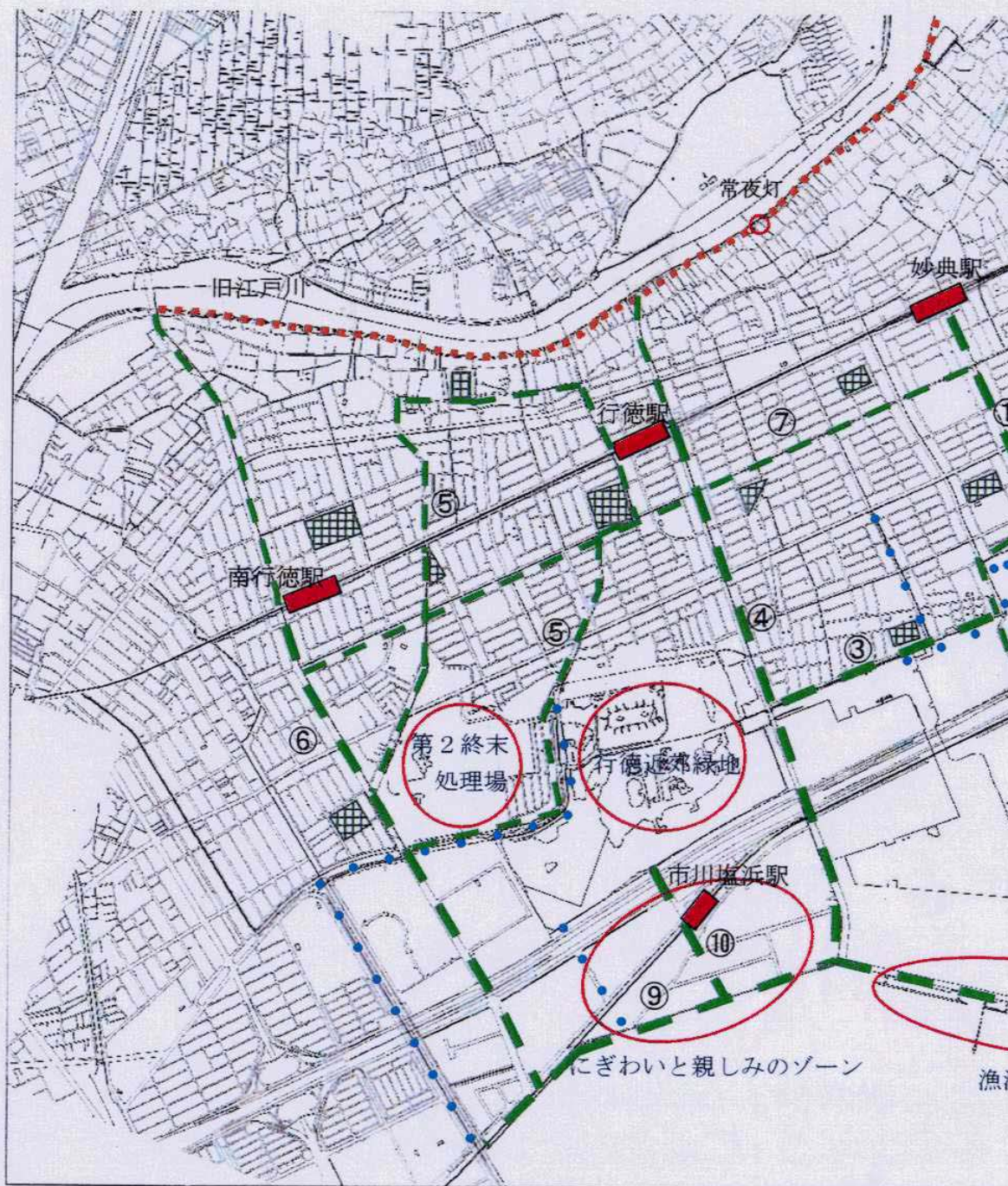
以上の内容を基本として、今後、市民の意見を盛り込みながら「市川市の漁港漁場計画」としてまとめていく予定です。

塩浜1丁目の漁港を中心とした整備に当たっては、塩浜2、3丁目の街づくりと連携し、市民と漁業の交流を図る施設整備(例えば、つり桟橋等)が必要であり、懇談会の委員の方々から忌憚のないご意見を伺い、漁業者、県、市で作る三者協議会に反映したいと考えております。

市川市魚食文化フォーラム事業の実績		農水産課
年 度	事 業 内 容	
平成5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・鮮魚商で生海苔の販売 ・イベント等で焼海苔販売 	
平成6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会開催 講師 大山のぶ代(参加者約500名) ・鮮魚商で生海苔の販売 ・イベント等で焼海苔販売 ・学校給食での水産物利用(生海苔、焼海苔) 	
平成7年度	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会開催 講師 富永一郎(参加者約500名) ・鮮魚商で生海苔の販売 ・イベント等で焼海苔販売 ・学校給食での水産物利用(生海苔、焼海苔) 	
平成8年度	<ul style="list-style-type: none"> ・漁場見学会 ・魚のさばき方教室 ・海苔の食べ方教室 ・鮮魚商で生海苔の販売 ・ イベント等で焼海苔販売 ・ 学校給食での水産物利用(生海苔、焼海苔) 	
平成9年度	<ul style="list-style-type: none"> ・魚のさばき方教室 ・ 鮮魚商で生海苔の販売 ※生育不良のため中止 ・ イベント等で焼海苔販売 ・ 学校給食での水産物利用(生海苔、焼海苔) ・ 海苔漉き体験学習 	
平成10年度	<ul style="list-style-type: none"> ・魚のさばき方教室 ・ 鮮魚商で生海苔の販売 ・ イベント等で焼海苔販売 ・ 学校給食での水産物利用(生海苔、焼海苔) ・ 海苔漉き体験学習 	
平成11年度	<ul style="list-style-type: none"> ・漁場見学会 ・ 魚のさばき方教室 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鮮魚商で生海苔の販売 ・ イベント等で焼海苔販売 ・ 学校給食での水産物利用(生海苔、焼海苔) ・ 海苔漉き体験学習
平成12年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 魚のさばき方教室 ・ 鮮魚商で生海苔の販売 ・ イベント等で焼海苔販売 ・ 学校給食での水産物利用(生海苔、焼海苔) ・ 海苔漉き体験学習
平成13年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 魚のさばき方教室 ・ 鮮魚商で生海苔の販売 ※生育不良のため中止 ・ イベント等で焼海苔販売 ・ 学校給食での水産物利用(生海苔、焼海苔) ・ 海苔漉き体験学習
平成14年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 魚のさばき方教室 ・ 鮮魚商で生海苔の販売 ・ イベント等で焼海苔販売 ・ 学校給食での水産物利用(生海苔、焼海苔) ・ 海苔漉き体験学習
市川市魚食文化フォーラム実行委員会の組織	
	農水産課
行徳魚商組合	1名 小売業者
市川鮮魚商組合	1名 //
市川市くらしの会	1名 消費者
市川女性の集い連絡会	2名 //
市川市行徳漁業協同組合	1名 生産者
南行徳漁業協同組合	1名 //
市川市教育委員会	1名 行政
市川市経済部長	1名 //

人と水と緑のネットワ



既成市街地

- ・現状であるものを活かしつつ、より市民が海や川・山を身近に感じてリゾートとして楽しめる地域にする
- ・自転車で市川の北から南の海まで移動ができるようなまち
- ・きちんとした自転車道が整備されたまち
- ・出来る限り市民のアクセスができるようにする
- ・行徳駅あるいは南行徳駅から近郊緑地に来て、そこから近郊緑地、市川塩浜駅の方へ抜けられるような人の流れ、さらにそこから海まで行けるようにする
- ・縦横に水と緑のネットワーク
- ・内陸と海を結ぶ遊歩道も整備していく必要がある

- ・若者が自転車などを利用して集まるような「気軽に遊びに来られる地域」とする
- ・子供が安心してひとりで動けるようなまち
- ・水際線から一本入った所で、緑や水をつないでひとつのラインを作っていく、石垣場から猫実川までのところで一つつなげることによって、この住宅地に近いところにもう一つの緑のゾーンを造っていくことが大事だ
- ・近所の住民が海辺に行きやすいようなルートの確保は、大事なポイントだ
- ・護岸沿いのネットワーク

終末処理場

- ・高浜の交差点がいつも混雑するので、道路を拡幅して左折車線をとって道路渋滞がないようにしよう
- ・周辺整備をし、遊水池もきれいな池に変えて、子供がザリガニをとれるような場所にする
- ・塩焼4丁目の方の住宅地へ雨が降ると水が流れてしまうので、逆に池にしてしまう。そのことでほこりもその向こうに飛ばないようになる
- ・水、人、空気、風が流れる空間にしたい
- ・江戸川を軸とした広域の水と緑のネットワーク拠点の一つとする
- ・水辺空間と一体となった空間づくり
- ・公園緑地、遊歩道、サンクチュアリ

放水路

行徳駅

- ・港と結んで行徳駅からまっすぐきた突端のところは、とてもよいビューポイント
- ・行徳駅は2階レベルにペDESTリアンデッキ、遊歩道を作る
- ・行徳駅からまっすぐ行くのが大事だ
- ・行徳駅と市川塩浜駅から海へのルートは湾岸道路、京葉線で分断されているので、ペDESTリアンデッキ、歩行者通路を高い位置に持ってくる

近郊緑地

- ・内陸性湿地として再整備
- ・海と直接つながり幅広い水路の掘削
- ・ラムサール条約登録
- ・猫実川とつなぎ海水流入促進
- ・三番瀬とつなげる意義（連続性重要）
- ・親水海浜公園化（塩浜駅前含め）
- ・開渠でヨシ原・湿地・干潟などをつくる

自転車利用をまちづくりの軸に入れる

塩浜駅前とつなぎ縦の軸つくる

千鳥町交差点の立体交差化

猫実川

塩浜地区

- ・海辺のまちにふさわしく土地利用転換する。
- ・市民が海に接することができる場所
- ・駐車場等の整備（人が集まるため）
- ・干潟まで歩いていける
- ・メインアプローチは風情のある道とする
- ・メインアプローチの先端は、海を意識するような広場とする
- ・海で遊ぶ人達のための施設を作り「夢のある場所」とする
- ・駅、警察、野鳥観察舎の大きなルートは、輪につながるようなルートも作って人のためにぎわいのルート、安全なルートを作る
- ・自然学習等の施設整備
- ・東京湾全体の環境保全の発信基地
- ・親水海浜公園化（近郊緑地を含め）
- ・まちづくりは「きれい」が前提
- ・市川塩浜駅とのアクセス、人の動線を確保する
- ・まちと海とつなぎネットワークをつくる
- ・市街地からの交通アクセスを改善
- ・水路の再生
- ・2階レベルの快適に歩ける遊歩道を作る
- ・駅前通りは市川塩浜駅から海が見えるような歩道のある大通りとする

護岸・海岸線

- ・なだらかな干潟、海水浴ができる砂浜
- ・なだらかな海と接する護岸
- ・人工海浜として渚にする
- ・地形を自然の潮流に合わせてつくる
- ・人がいないのを前提に安全でかつ社会に貢献できるような計画を考える必要あり
- ・護岸が老朽化して危険であるため、早急な対策が必要
- ・環境保全等のために海岸線を海側へせりださない
- ・内陸部にかつての水辺環境を再生
- ・海に影響を与えない工法での護岸補修
- ・海に手を付けず、国立干潟浅瀬エコパークにする
- ・管理用道路の一部を削りながら石積み護岸で改修
- ・傾斜護岸
- ・水路の開削
- ・環境アセスメント
- ・安全第一に
- ・干潟の造成
- ・東京湾自然復元のモデル地区と位置づけて注目を浴びる場所に

- ・利用ルールづくり
- ・保全区域と利用区域の境界の考え方
- ・保全と利用（ワイズユース）の両立
- ・昔の行徳の自然環境や風景を背景にして、地域住民が環境修復に参加し、育て見守る。
- ・浅い海のためプレジャーボート危険
- ・海の自然環境保全の担い手育成
- ・市川市独自の誇りになっていくような活動として環境修復を使う
- ・海辺にはボードウォークがあり、乳母車や車椅子でも近づける

- ・過度の利用に対する規制
- ・三番瀬の保全目標の設定、利用方法のグランドデザイン必要
- ・三番瀬の利用は大量動員型のパターンではない。
- ・安全対策を含めた管理体制
- ・利用はある程度クローズで対応はワールドワイド
- ・三番瀬を観光の目玉として交流人口増加させたい
- ・この地域の地権者を無視することはできない

- ・漁場修復して豊かで生産性がある海にする
- ・新たに漁港を整備（安全性、利便性、アクセス確保）
- ・市民が親しめる海と漁業者の海は分ける必要がある。
- ・漁業も発展し市民の憩いの場として整備
- ・市民と共存する都市型漁業(海のマネジメント)

利用

漁業

人と水と緑のネットワークにかかわる意見（第10、11回行徳臨海部まちづくり懇談会）

項目	課題	方向性	備考
全般	<ul style="list-style-type: none"> ・提言をどういう風に行動に移すか。 ・拠点については、使い方のソフトみたいなものを一緒に考えていく。こういう風に整備しようだけではだめ。 ・行徳の原風景がどうだったのか、行徳の自然は生物にとっても意義のあるものである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・行徳らしい自然、歴史をいかしていく。 ・公園、緑地そして水辺について機能や使い方を定める必要がある。 	
江戸川第一終末処理場		<ul style="list-style-type: none"> ・地元の環境学習や人材育成の場としていかすべき、地元に着する工夫が必要である。 ・終末処理場の空間の利用について、子供の遊び場など利用方法の工夫が必要である。 	
行徳近郊緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・塀が続いていて、見た目にも悪い。 ・住宅地と緑の部分が壁で隔てられていて、行き来が出来ない。 ・湾岸道路側は、騒音・振動・排気ガスの臭いなどで、市民が憩える場所になっていない。 ・人間が良かれと思ってやったことでも、野鳥を通じた自然の視点で見るといろいろな歪が出てくる。 ・街路樹に依存するヒヨドリは増えたが、昔ながらの行徳の鳥、葦原・湿地に依存する鳥は激減した。 ・たくさん人が入ると、鳥と人の間合いが取れなくなり水鳥たちの居場所がなくなってしまう。 ・自由な立入は、安全管理の面から難しい。 ・生き物が住める状況をどうやって維持・回復していくか、それをサービスとして住民が受け入れていく体制を作るべきである。 ・千葉県の管理が行き届いていない。 ・野鳥観察舎だけでは、親近感がわかない。 ・緑の大きな空間としての活用をもっと工夫し、生態系の保全と市民の利用のあり方についても工夫すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・もっと高い樹を植えて、もっと違う鳥が来てくれるということも考えられる。 ・緑をもっと表面に出す。 ・案内人の養成講座を行い案内人を増やしている。 ・コアの部分は、ガイドがついて維持できるような体制を作る。 ・逆にバッファゾーンの部分は比較的自由に出入りできる所にする。 ・御猟場を、街の空間として、生活と密着できるように市として宮内庁に働きかけが必要である。空間と街とをリンクすることの検討が必要である。 ・近郊緑地の塀が高すぎるので工夫したほうが良い。 	
市川塩浜駅周辺			
漁港エリア (塩浜1丁目)	<ul style="list-style-type: none"> ・今後どうやって地元の水産業を確立していくか。 ・現状を相当改善しないと漁業経営が成り立たない。 ・漁場にいかに潮流を取り戻すか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・シーフードレストラン等のおしゃれな感じでは浦安、お台場に勝てない。むしろ朝市的なもの、地元に着したものが良い。 ・かつての良さのようなものを引き出していくようなものがある必要がある。 ・漁業に対して皆が関心を持ち、生活圏を守ってやるという気持ちが必要。 ・市民が親しめ、遊べるようなすばらしい海であり、生産性のある漁場にする。 ・海の案内人の育成も大切である。 	

<p>緑のネットワーク</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・湾岸道路は渡るのに非常に覚悟がいる。 ・駅前通りは遊び感覚で歩くという現状ではない。 ・近郊緑地へ徒歩で行ける状況ではない。 ・妙典駅・南行徳駅にしても南の方へ道が出ている。この道を将来どういう道にしていくか。 ・南をどうつなぐか、横をどうつなぐか、グレードアップをいろいろ考えていく。 ・水をどのように街の中を通すのか。 ・塩浜地区は低木の中にゴミの投棄がされている。 ・高木によって防犯灯が隠れて、防犯上危険な面もある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緩衝帯を造っていく。 ・湾岸道路に蓋を架け、その上を緑地ゾーンのような形にする。 ・湾岸道路を半地下にしたり、上部を緑地化してしまうという方法が考えられる。 ・海に歩いていけるようにする。 ・単に緑を増やすだけでなく、失われた地域の資源の復元など緑の質にも配慮した総合的な計画を策定して欲しい。もちろん、緑の基本計画にも盛り込んでほしい。 ・道路の狭い所は高木だけ植えて、低木はいらない。高木は切らずに、低木は植えないほうが良い。 ・街路ごとで樹種を決めたらよい。水の最終的な管理や住民参加の管理を考える必要がある。 ・公園は周辺との緑を切った形態となっているので、周辺の環境を考えて見直しが必要である。 ・周辺のまちの整備と調和したリニュー - アルが大切である。 ・街路樹について、高木で無選定にするか花木で見せる樹木にするか常緑樹なのか、低木、中木、高木の使い方や樹木のポリュ - ムの考え方など、計画の中でポリシーを持つべきである。 ・街路樹で景観上、街路ごとに樹種を統一したい。各通りにプライオリティーを付け、コミュニティロードとするかなど、街路ごとのポリシー - を決めるべきである。 	
<p>水のネットワーク</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・昔は旧江戸川からいたるところに河川が流れていたが、それを全部つぶして道路になってしまった。 ・昔は、水を活用していたので水質が良かった。 ・水路の問題は、まちづくりの中で非常に難しい。(水路の復活等) ・処理水を含め、水活用、水循環や都市系の水をどうするのかを考えていくべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・猫実川を覆砂し、鳥が利用できる状態にする。 ・ポイントポイントで水路みたいなものを散歩道に抱き合わせる。 ・丸浜川の西側に水門はあるが老朽化していて開けないで、ポンプで排水している。県に行徳近郊緑地の整備の促進を働きかけるべきである。 ・行徳には水があるので、水を活用することを考えるべきである。 ・旧江戸川の水を三番瀬に流すことは考えられる。地元の環境学習や景観に活かせれば、ワイズユ - ス、人材育成などにつながる。 ・旧江戸川の水をまちに流すことにより、昔の行徳の街を再現できるのではないか。その水が三番瀬に流れ込み汽水域再生の手助けになる。 ・現状の水溜り等や三次処理水利用ということについては、水辺の緑などととも自然空間として、景観的に住民が受けいれてくれるものを、管理の仕組みを含めモデル的につくってみる必要がある。 	